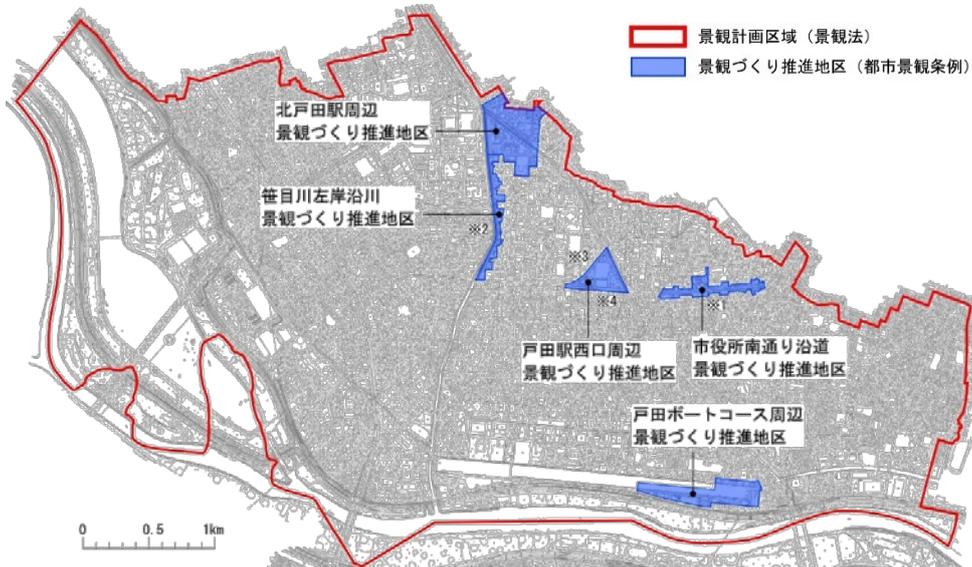


# 景観法及び戸田市都市景観条例に基づく 事前協議・行為の届出のご案内

## 1 対象区域



※1、※4 都市計画道路旭町沖内線に面する敷地 ※2 笹目川左岸遊歩道に面する敷地 ※3 都市計画道路旭町山宮線に面する敷地

戸田市全域が景観計画区域です。大規模建築物等(→**2**)については、景観法に基づく『行為の届出』及び戸田市都市景観条例に基づく『事前協議』が必要です。

市内5地区の景観づくり推進地区では、建築物・工作物・広告物等の規模を問わず、戸田市都市景観条例に基づく『指定地区内行為の届出』が必要です。(→**6**)

## 2 対象となる行為の種類・規模

行為の種類	行為の規模
<b>①建築物の建築等</b> ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転 ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	・ 高さが10メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの ・ 開発区域(注1)の面積が500平方メートル以上のもの(高さが10メートル以下の自己用の専用住宅は除く)
<b>②工作物の建設等</b> ・ 工作物の新設、増築、改築又は移転 ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	・ 塔状工作物(注2)で高さが10メートルを超えるもの、ただし(注3)については高さが15メートルを超えるもの ・ 遊戯施設(注4)で高さが10メートルを超えるもの ・ 製造施設又は貯蔵施設の用途に供する工作物(注5)で高さが10メートルを超えるもの ・ 高架道路、橋等(注6)で高さが5メートルを超え、又は延長が30メートルを超えるもの

注1 ・戸田市宅地開発事業等指導条例第2条第1項第7号に定めるもの

注2 ・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

注3 ・架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者の電気通信用のもの

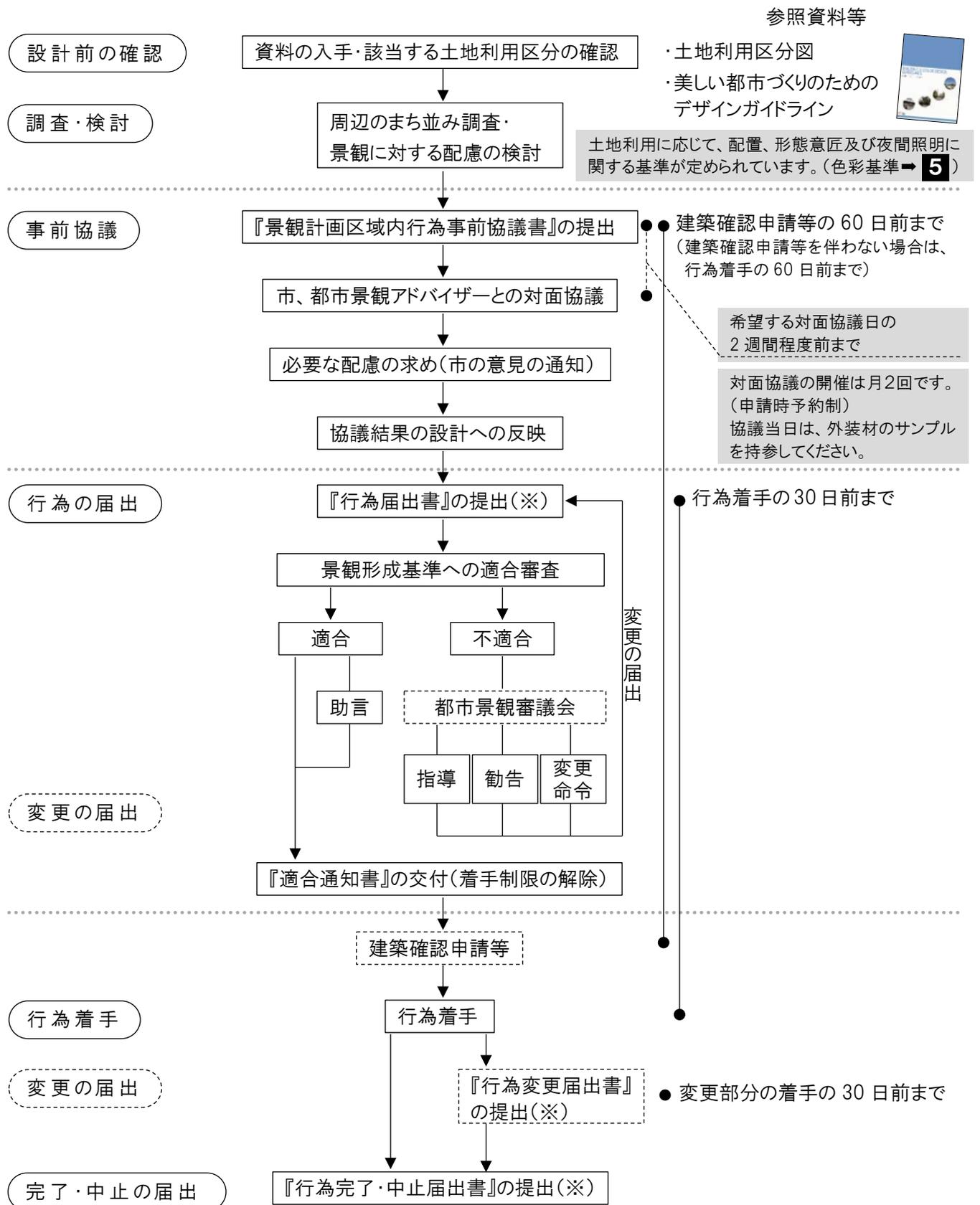
注4 ・ウォーターシャフト、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの

注5 ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

・石油、ガス等を貯蔵する施設

注6 ・高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、橋、水門

### 3 手続の流れ



※『行為届出書』、『行為変更届出書』及び『行為完了・中止届出書』について、事前にメール等で内容の確認を受けたものは、郵送で提出することもできます。(4 提出書類に副本の返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封し、7 提出先へ)

## 4 提出書類

事前協議

部数:事前協議書1部、チェックリスト・添付図書3部

- 景観計画区域内行為事前協議書       チェックリスト  
 添付図書

行為の種類	図書の種類	縮尺	明示すべき事項
・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・工作物の新設、増築、改築又は移転	委任状	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">代理者が申請する場合のみ</span>	申請者(建築主等)と代理人との関係
	付近見取図	2, 500分の1以上	方位、道路、目標となる地物、行為の対象となる建築物(工作物)の敷地及び周辺の景観資源の位置
	配置図又は外構平面図	500分の1以上	方位、縮尺、敷地境界線、土地の高低、各部分の仕上げ(外構の舗装等を含む。)、木竹の種類及び本数(種類によって色分けする。)、道路の位置及び幅員並びに建築物等の位置
	境界断面図	任意	道路境界部及び隣地境界部における各部分の配置(緑化箇所の断面及び樹形図を含む。) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">道路構造は不要です</span>
	平面図	200分の1以上	方位、縮尺並びに各階の用途及び間取り
	立面図	200分の1以上	縮尺、隣地境界線、各部分の仕上げ及び色彩並びに露出する建築設備及び屋外広告物(着色すること)
	完成予想図	—	建築物又は工作物及びその周辺状況(外観パースや合成写真等、公共空間からの見え方を示したもの)
	現況カラー写真	2方向以上	敷地及び敷地周辺状況
・建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	委任状	—	申請者(建築主等)と代理人との関係
	付近見取図	2, 500分の1以上	方位、道路、目標となる地物、行為の対象となる建築物(工作物)の敷地及び周辺の景観資源の位置
	配置図	500分の1以上	方位、縮尺、敷地境界線、道路の位置及び幅員並びに建築物等の位置
	立面図	200分の1以上	縮尺、隣地境界線、各部分の仕上げ及び色彩並びに露出する建築設備及び屋外広告物(着色すること)
	完成予想図	—	建築物又は工作物及びその周辺状況(外観パースや合成写真等、公共空間からの見え方を示したもの)
	現況カラー写真	2方向以上	敷地及び敷地周辺状況

※色彩(屋根、外壁等)については、マンセル値を記入してください

行為の届出

部数:正副2部

- 行為届出書  
 チェックリスト : 事前協議における意見と、対応の考え方を追記してください。  
 添付図書 : 事前協議と同じ(事前協議の申請時から変更がない図書及び完成予想図は添付不要)

変更の届出

部数:正副2部

- 行為変更届出書       委任状       付近見取図       変更前後の図面

完了・中止の届出

部数:1部

- 行為完了・中止届出書       委任状       行為完了後の写真(各面(東西南北・屋根)及び外構等)

## 5 色彩基準(第2次戸田市景観計画)

建築物の外壁及び工作物の外装に使用してはならない色彩

色相	トーン																						
	1.25R ～ 6.24R	6.25R ～ 8.74R	8.75R ～ 1.24YR	1.25YR ～ 3.74YR	3.75YR ～ 6.24YR	6.25YR ～ 8.74YR	8.75YR ～ 1.24Y	1.25Y ～ 3.74Y	3.75Y ～ 8.74Y	8.75Y ～ 1.24GY	1.25GY ～ 3.74GY	3.75GY ～ 6.24GY	6.25GY ～ 1.24B	1.25B ～ 6.24B	6.25B ～ 8.74B	8.75B ～ 1.24PB	1.25PB ～ 3.74PB	3.75PB ～ 6.24PB	6.25PB ～ 1.24P	1.25P ～ 6.74P	6.75P ～ 3.74RP	3.75RP ～ 1.24R	
明度	8.0以上																						
彩度	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	1.76 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える		
明度	5.0以上8.0未満																						
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	
明度	5.0未満																						
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.75 を 超える

建築物の屋根に使用してはならない色彩

色相	トーン																						
	1.25R ～ 6.24R	6.25R ～ 8.74R	8.75R ～ 1.24YR	1.25YR ～ 3.74YR	3.75YR ～ 6.24YR	6.25YR ～ 8.74YR	8.75YR ～ 1.24Y	1.25Y ～ 3.74Y	3.75Y ～ 8.74Y	8.75Y ～ 1.24GY	1.25GY ～ 3.74GY	3.75GY ～ 6.24GY	6.25GY ～ 1.24B	1.25B ～ 6.24B	6.25B ～ 8.74B	8.75B ～ 1.24PB	1.25PB ～ 3.74PB	3.75PB ～ 6.24PB	6.25PB ～ 1.24P	1.25P ～ 6.74P	6.75P ～ 3.74RP	3.75RP ～ 1.24R	
明度	8.0以上																						
彩度	すべての彩度																						
明度	5.0以上8.0未満																						
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	
明度	5.0未満																						
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.75 を 超える

色彩基準を適用しないもの

- ①各立面の5分の1未満の小面積で用いる色彩
- ②建築物等の材料本来の素材色
- ③他の法令で色彩が規定されているもの
- ④景観上支障がないと市長が認めるもの

建築物等の各立面の面積の範囲内で、外観のアクセントとして景観の充実に用いる色彩

着色していない木材、土壁、ガラス等によって仕上げられる部分の色彩  
建築物の屋根については、無釉の和瓦、銅板、草葺き等によるものの色彩

主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの

## 6 指定地区内の届出

景観づくり推進地区(➡1)内で建築物、工作物、屋外広告物の新築等を行う場合は、建築確認申請等の30日前までに戸田市都市景観条例に基づく届出が必要です。詳しくは各地区のパンフレットを確認してください。届出は、景観計画区域内の届出(『行為届出書』、『行為変更届出書』及び『行為完了・中止届出書』)と兼ねることができます。

## 7 提出先(お問合せ先)

戸田市 都市整備部 都市計画課 都市景観担当 (TEL:048-441-1800(代) 内線 320・640)

届出書等の事前確認 [tosikei@city.toda.saitama.jp](mailto:tosikei@city.toda.saitama.jp)

郵送提出時の住所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1

【戸田市ホームページ】 [トップページ](#) > [事業者の方へ](#) > [建設・開発](#) > [申請・届出](#)

『景観計画区域内における事前協議・行為の届出について』

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/271/tosikei-k-keikan-kyougi.html>